

はじめに

我が国の経済は、雇用や所得を取り巻く環境に改善の動きが見られるなど、緩やかな回復基調にあるものの、国・地方を合わせた長期債務残高が深刻な状況にあるなど、財政環境は引き続き、厳しいものがあります。

その一方で、本町においては、少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増加や公共施設等の老朽化、多様化・高度化する町民ニーズへの的確な対応に加え、世界自然遺産登録を見据えた観光振興や自然保護を含めた景観行政など新たな行政需要の増大により、本町の財政状況は今まで以上に厳しい局面を迎えています。このような状況を踏まえると、より一層積極的な行政改革の推進と、財政の健全化への取り組みを行う必要があります。

本町では、これまで数次にわたる行政改革大綱に基づき、改革に不断に取り組んでまいりましたが、大綱の実施期間が平成26年度に満了したことを受け、新たに平成29年度を初年度とする「龍郷町行政改革大綱（第4次）」とこれに基づく「行政改革実施計画」を策定いたしました。

新行政改革大綱では、従来の簡素で効率的な行財政運営の実践に加え、町民や地域の力を町政に生かしていくためのまちづくりを行政が後押しする仕組みの実践など、第5次町総合振興計画に掲げた「持続可能で自立した地域社会を創るための新たなまちづくり」の考え方に基づいた行政改革を積極的に実現することとしています。その指針となる「第4次龍郷町行政改革大綱」のもと、具体的な取り組みとして「行政改革実施計画」を策定し、町民から期待されている質の高い事業・サービスを持続的に展開していきます。

最後に、策定にあたり、貴重なご意見を賜りました龍郷町行政改革推進委員会の委員の方々をはじめ、町民の皆様に対し、厚くお礼申し上げますとともに、引き続き行政改革の実践に向けて、ご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年3月

龍郷町行政改革推進本部長 徳田 康光

## 行政改革実施計画について

### ○実施計画策定の趣旨

本実施計画は、龍郷町行政改革大綱（平成 29 年 3 月策定）において示された方針に沿って、計画的に行政改革を推進していくため、施策の項目及びその具体的な実施時期を定めたものである。

また、龍郷町行政改革大綱に掲げられていない施策又は事業についても、その趣旨が行政改革大綱に合致するものについては、本実施計画に位置付け推進していくものとする。

### ○実施期間

この計画の実施期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年とします。

### ○重点取組事項

重点取組事項は、次のとおりとします。

- (1) 開かれた行政と協働のまちづくり
- (2) 時代に即応した組織機構の構築
- (3) 定員管理及び給与の適正化の推進
- (4) 事務事業の見直し
- (5) 職員の意識改革と能力開発
- (6) 行政の情報化推進等による行政サービスの向上
- (7) 経費の節減と財政の健全化
- (8) 公共施設の設置及び管理運営の見直し

### ○実施計画の推進

本計画の実施は、各担当課で実施計画に基づき実施します。

### ○計画の見直し

この計画は、社会経済情勢の変化や行財政制度等の動向に対処していくため、必要に応じて見直しを行います。

○報告

担当課等は、各年度毎に実施状況を行政改革推進本部長に報告するものとします。

○進行管理

行政改革推進本部に行政改革担当を配置し、各年度末における進捗状況及び効果について全体のとりまとめをします。

## 実施計画 目次

- 1 開かれた行政と協働のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・P4～5
  - (1) 開かれた行政の推進
  - (2) 町民との協働の推進
  
- 2 時代に即応した組織機能の構築・・・・・・・・・・・・・・・・P6
  - (1) 行政組織の見直し
  - (2) 各種委員会の再点検
  
- 3 定員管理及び給与の適正化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・P7
  - (1) 定員適正化計画の見直し
  - (2) 給与制度の適正化
  
- 4 事務事業の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・P8～10
  - (1) 事務事業の整理合理化
  - (2) 民間委託の推進
  - (3) 広域行政の推進
  - (4) 補助金の整理合理化
  - (5) 行政評価の導入
  
- 5 職員の意識改革と能力開発・・・・・・・・・・・・・・・・P11～12
  - (1) 政策形成能力, 専門的知識等を有する人材の育成と確保
  - (2) 職員の資質向上とモラルの確立
  
- 6 行政の情報化推進等による行政サービスの向上・・・・・・・・P13～15
  - (1) 高度情報化の推進
  - (2) 窓口サービスの充実
  - (3) 消防, 防災体制の充実
  - (4) 住民への情報提供等
  - (5) 個人情報適正な管理と運用
  
- 7 経費の節減と財政の健全化・・・・・・・・・・・・・・・・P16～18
  - (1) 歳入の確保
  - (2) 歳出の削減
  
- 8 公共施設の設置及び管理運営の見直し・・・・・・・・P19
  
- 各種資料編・・・・・・・・・・・・・・・・P20～24
  - (1) 定員適正化計画(平成27年4月1日～平成36年4月1日)
  - (2) 財政シミュレーション(平成28年度～平成37年度)